

住宅瑕疵担保履行法に基づく

基準日届出システムの利用可能範囲拡大のご案内

～オンラインで届出手続が完結できるようになります～

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）に基づく「基準日届出」については、オンラインで行政庁への届出を行うことができるシステムを是非ご利用ください。

※従来どおり、紙での届出についても受け付けます。

✓対象事業者

地方整備局等に届出を行う事業者（大臣許可・免許）

※都道府県へ届出を行う事業者（知事許可・免許）はご利用できません。

届出先	資力確保の方法	保険	供託	併用 (保険・供託)
地方整備局等		○	○	○ R6.3.31基準日より利用可能
都道府県		ご利用できません		

R6.3.31基準日より、地方整備局等に届出を行う事業者のうち、供託のみ、保険・供託併用で資力確保措置を行う事業者についてもご利用いただくことが可能となりました。

✓基準日届出システムURL

下記のURLから届出が可能です。

※基準日届出システムURL：<https://kashitanpo-todokede.mlit.go.jp/>

✓利用条件

システムの利用には、**gBizIDプライム**のアカウントが必要です

※アカウント取得には、一定の期間が必要です。事前の取得をおすすめします。

詳細は、下記サイトをご参照ください。

▷gBizID ホームページのURL (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)

なお、gBizIDエントリーでは、本システムの利用ができませんのでご注意ください。

※gBizIDとは、複数の行政サービスを1つのアカウントにより利用することのできる認証システムで、デジタル庁が運用しています。gBizIDに関するお問合せは、国土交通省や地方整備局等ではお答えしかねますので、上記URLに記載のお問合せ先へお願いいたします。